

## 愛知県水防計画の修正（案）要旨について

### 1 愛知県水防計画の意義

洪水又は高潮による水害を防ぐには、河川改修工事などの治水事業と、出水による被害発生を最小限に食い止めるための水防活動が必要である。

この水防活動は、水との闘いであるばかりでなく、時間との闘いであり、出水時における水防活動が最大の効果を発揮するには、的確かつ迅速に行動できる体制を構築しなければならない。

そのためには、第一に綿密な計画と十分な準備、第二に水防に必要な情報の迅速かつ的確な把握、第三に水防活動に必要な資材、器具及び施設の整備が必要となる。

水防の第一次的責任は市町村等の水防管理団体であるが、各水防管理団体においてより一層効率的な水防活動が行われるために、前述した三点を中心に県全体の統一的な計画として、県内の水防に係る事務に関する基本的な大綱を示すものとして愛知県水防計画を作成するものである。

### 2 平成22年度愛知県水防計画の主要な見直し点

#### (1) 重要水防箇所の変更

改修工事の進捗にあわせて重要水防箇所から削除された区間、現地調査等により新たに重要水防箇所として追加された区間を改正した。

平成22年度重要水防箇所集計表

		平成22年度		平成21年度		前年度から削除		今年度新たに追加		差し引き増減	
		箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)	箇所(数)	延長(km)
河川	国	691	322	666	315	12	10	37	17	25	7
	県	363	133	372	139	9	5	0	0	▲9	▲5
	市町村	138	91	144	98	9	11	3	3	▲6	▲8
	小計	1,192	546	1,182	552	30	26	40	20	10	▲6
	海岸	14	18	13	18	0	0	1	0	1	0
	ため池	179	12	194	13	16	1	1	0	▲15	▲1
	合計	1,385	576	1,389	583	46	27	42	20	▲4	▲7

#### (2) 高潮水防警報基準等の変更

高潮水防警報は、水防法に基づき高潮による災害の警戒、防御のため、知事が発令対象区域、発令基準等を定めているものである。

本県の高潮水防警報の発令基準は、名古屋地方気象台が発表する高潮注意報・警報を基にしている。

本県ではこれまで、伊勢湾沿岸及び三河湾沿岸を高潮水防警報の対象区域に指定してきたが、渥美半島の外洋側にも重要水防箇所が存在するため、対象区域を「愛知県沿岸」に拡大する。

また、気象庁は、気象予・警報の発表について、平成22年5月27日から市町村ごとの区分で発表することとした。これは、警戒の必要な市町村を明確し、効果的な防災対応につなげることをねらいとするものである。高潮注意報・警報についても、この基準により現行の県内8区分から、海岸を有する市町村ごとの22区分に変更された。

以上のことから、高潮水防警報の発令基準等を変更するものである。